

## 令和4・5年度の後期高齢者医療制度保険料について

令和4年1月28日に開催された東京都後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」といいます。）議会第一回定例会において、東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例が可決され、令和4・5年度の後期高齢者医療制度における保険料率等が決定しました。

### 1 令和4・5年度の保険料

後期高齢者医療制度の保険料は、均等割と所得割から算定されます。

ア 均等割（応益分）：被保険者の受益に応じて等しく賦課するもの・・・46,400円

イ 所得割（応能分）：被保険者の保険料負担能力に応じて賦課するもの・・・9.49%

### 2 特別対策等

広域連合では、保険料の上昇を抑制するため、本来、保険料で賄う葬祭費、審査支払手数料、財政安定化基金拠出金、保険料未収金補てんの4項目について、区市町村が一般財源で負担する特別対策を実施します。

また、低所得者の負担を軽減するため、所得割額についても、区市町村が一般財源で負担する独自軽減を実施します。

### 3 保険料の賦課限度額の引き上げ

厚生労働省通知に基づき、令和4・5年度は、保険料の賦課限度額が、66万円（令和2・3年度比2万円増）となります。

### 4 窓口負担割合の見直し

令和4年10月1日から、一定以上の所得のある人の医療費の窓口負担が1割から2割に見直されます。このことによる医療給付費への影響を加味して保険料率を算定しています。

### 5 今後のスケジュール（予定）

令和4年2月 広域連合規約の変更に関する協議についての議案提出  
（令和4年港区議会第1回定例会）

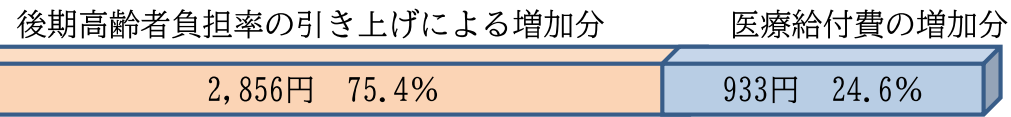
7月 広報みなと及び区ホームページ掲載  
後期高齢者医療保険料額決定通知書の送付

### 1 政令本則

政令どおりの場合（特別対策等を実施しない）

	R 2・3年度	R 4・5年度	増加	増加率
均等割額	44,100円	49,400円	5,300円	12.0%
所得割率	8.72%	10.44%	1.72ポイント	19.7%
一人当たり平均保険料額	101,053円	111,793円	10,740円	10.6%

### 2 平均保険料引き上げ額（3,789円）の内訳



#### 【後期高齢者負担率の上昇】

後期高齢者医療制度では、医療給付費の財源負担分について、現役世代が支援する仕組みを採用しています。

現役世代と被保険者の負担の割合を定めるのが後期高齢者負担率ですが、一人当たり平均保険料の増額3,789円のうち75%を超える2,856円が、後期高齢者負担率の引き上げによるものです。

### 3 保険料率算定の設定条件

- 被保険者数は、令和4年度を「166.4万人」、令和5年度を「173.0万人」と推計。
- 一人当たり医療給付費の伸び率は、過去4か年（H29～R2）の伸び率から、「0.78%」と推計。
- 後期高齢者負担率は、厚生労働省通知により「11.72%」と設定。
- 所得係数は、「1.59」と設定。均等割額と所得割額の賦課割合は、「38.61：61.39」となる。
- 所得の伸び率は、(R元～R3の3か年の実績の平均から)「-1.20%」と推計。
- 令和2・3年度の財政収支に係る剰余金を、「187億円」として計上。
- 区市町村の保険料予定収納率を「98.50%」と想定。
- 特別対策219億円（葬祭費87億円・審査支払71億円・未収金補てん61億円）及び所得割軽減4.5億円を実施。
- 賦課限度額は、厚生労働省通知により「66万円」と設定。

#### 【窓口負担2割実施の影響】

令和4年10月から窓口2割負担が導入されることにより、医療給付費は2年間で約147億円が削減されると推計。一人当たり平均保険料額が600円引き下げられました。

### 4 新保険料

（特別対策等を実施）

	R 2・3年度	R 4・5年度	増加	増加率
均等割額	44,100円	46,400円	2,300円	5.2%
所得割率	8.72%	9.49%	0.77ポイント	8.8%
一人当たり平均保険料額	101,053円	104,842円	3,789円	3.7%

#### 特別対策等を実施するための区市町村負担金（2年間）

4項目の特別対策	計	約219億円	区市町村負担金合計 約224億円
<ul style="list-style-type: none"> <li>葬祭費 約87億円</li> <li>審査支払手数料 約71億円</li> <li>財政安定化基金拠出金 ※1 0円</li> <li>保険料未収金補てん 約61億円</li> </ul>			
所得割額独自軽減 ※2		約4.5億円	

※1 財政安定化基金拠出金への区市町村からの拠出は、平成26年度以降ありません。

※2 賦課のもととなる所得額が15万円以下の場合50%、20万円以下の場合25%を所得割額から軽減します。

### 5 所得階層別保険料額比較（公的年金収入のみの設定）

	公的年金収入額	賦課のもととなる所得額 ※1	軽減割合		R 4・5年度保険料額	R 3年度保険料額	増加額
			均等割 ※2	所得割 ※3			
単身者	153万円	0円	7割軽減	—	13,900円	13,200円	700円
	168万円	15万円	7割軽減	50%	21,000円	19,700円	1,300円
	173万円	20万円	5割軽減	25%	37,400円	35,100円	2,300円
	200万円 ※4	47万円	2割軽減	非該当	81,700円	76,200円	5,500円
	220万円	67万円	2割軽減	非該当	100,700円	93,700円	7,000円
	400万円	229.5万円	非該当	非該当	264,100円	244,200円	19,900円
	500万円	313.5万円	非該当	非該当	343,900円	317,400円	26,500円
	600万円	398.5万円	非該当	非該当	424,500円	391,500円	33,000円
879万円	646.6万円 ※5	非該当	非該当	660,000円	607,900円	52,100円	

※1 賦課のもととなる所得額は、総所得金額等から基礎控除（43万円）を引いた額です。

※2 高齢者の医療の確保に関する法律施行令に基づき、均等割額を所得に応じて7割、5割、2割の3段階で軽減しています。

※3 所得割額独自軽減

※4 窓口負担が2割となる下限の公的年金収入額

※5 令和4・5年度の保険料が限度額に到達する賦課のもととなる所得額

## 保険料の賦課限度額引き上げ

- 保険料の賦課限度額について、64万円から**66万円**への引き上げが図られました。
- 賦課限度額の見直しにより、被保険者の総所得金額の合計額が増加し、その結果、**中間所得者層の保険料所得割額が減額**されます。

